

第4次 銚子市男女共同参画計画 施策一覧

施策の方向	事業No	施策	担当部署	2023年度取組内容
① 男女共同参画・人権尊重意識の啓発	1	【男女共同参画に関する講座等の実施】 男女共同参画社会の実現に向けた講座や講演会を実施します。	企画室	県のアドバイザー派遣事業を利用し、県から講師を招き、「ワーク・ライフ・バランス」について、職員研修を実施する。
	2	【法制度の周知】 男女共同参画社会基本法をはじめ、各関連法制度の周知に努めます。	企画室	市ホームページ内に、関連法のページを作成して情報提供する。
	3	【人権尊重についての広報・啓発】 人権擁護委員と連携し、人権尊重についての広報・啓発に努めます。	秘書広報課	・市内小中学校における人権擁護委員による人権教室を教育委員会と相談し実施。 ・イオンモール銚子で人権擁護委員と共同でポスターの展示、啓発物品の配布を実施する。(12月2日・3日)
	4	【男女共同参画に関する情報発信】 市ホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報を発信します。	企画室	6月に「男女共同参画週間」、10月に「女性に対する暴力をなくす運動」期間・11月は地域推進員の活動内容(新聞)・3月は若年層を対象とした性的な暴力の啓発について市ホームページで情報提供する。
	5	【男女共同参画の視点に立った広報活動】 広報紙やその他の様々な媒体において、男女共同参画の視点に立った広報活動に努めます。	秘書広報課	表現の与える影響に配慮し、偏りのない広報活動に努める。また、内閣府の策定した「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」に沿った広報活動に努める。
	6	【障害のある人への理解と権利擁護】 障害のある人の権利を擁護し、障害を理由とした差別の克服や解消に向けて勉強会・研修会を開催します。	障害支援室	新規採用職員に対する研修や千葉科学大学看護学部の実習生に対して障害福祉の理解のための研修を行う。
② 男女共同参画に関する情報の収集、提供	7	【男女共同参画市民意識調査の実施】 男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に意識調査を実施します。	企画室	男女共同参画に関する市民意識調査の実施方法・調査対象、前回の調査との項目検討の実施
	8	【資料の充実】 男女共同参画に関する資料の収集と提供に努めます。	公正図書館	男女共同参画に関する図書資料の収集と提供に努める。
	9	【企画展の開催】 男女共同参画週間に合わせて関連図書の企画展を開催します。	公正図書館	図書館企画展示の実施
③ 学校教育における男女共同参画・人権教育の推進	10	【個性を生かす進路指導】 性別にとらわれず、自分の進路や職業選択を考えられるようなキャリア教育を充実し、主体的に進路の選択ができるように指導します。	指導室	小中学校でのキャリア教育充実に向けた指導助言。中学校キャリア教育担当者会議の開催。(年4回) 中学生による千葉科学大学の見学及び市内各事業所での職場体験学習をコーディネート。 県教育委員会主催のキャリア教育指導者研修会への派遣。
	11	【人権尊重視点からの性教育の推進】 性を人権尊重の視点からとらえ、男女の心と体の違いを尊重することの大切さについて指導します。	指導室	各校において実施されている指導について、学校訪問等により助言。 県教育委員会主催の研修会へ各校1名が参加。
	12	【教職員への意識啓発】 性別にとらわれず一人ひとりの個性を育む指導ができるよう、教職員の資質向上と意識啓発を図ります。	指導室	県教育委員会作成リーフレットの配付と活用について、年度当初に周知。 児童生徒一人ひとりを大切に指導の推進について、学校訪問等により指導。 県教育委員会主催の研修会へ各校1名が参加。
	13	【人権教育の充実】 児童・生徒がお互いを尊重し、豊かな人間関係を築くことができるよう人権教育を充実させ、いじめや暴力は絶対に許されない行為であることを指導します。	指導室	相談窓口・相談メールの設置、年2回以上のキャンペーン活動を各学校で実施するよう指導。 各校の状況をアンケートにより毎月把握し、対応について指導助言。 学校の基本方針に基づいた各校の対応について指導助言。県教育委員会主催の研修会への教職員の参加。
④ 家庭・地域社会における学習機会等の充実	14	【講座等の開催】 講座等の開催にあたっては、社会的性別にとらわれず、広く参加者を募集します。	市民センター	講座等の実施
	15	【家庭教育学級の実施】 幼児、小中学校の児童・生徒の保護者を対象に、家庭教育の重要性を学ぶ機会を設けます。	市民センター	家庭教育学級の実施
	16	【教育相談事業】 保護者が抱える児童・生徒の学習、交友関係などに関する悩み等を解消するため教育相談を実施します。	指導室	相談窓口・相談メールの設置。 電話や来庁による相談活動を実施。 必要に応じてスクールカウンセラーによる相談活動を実施。
⑤ 人権尊重と暴力防止の意識づくり	17	【DVについての啓発】 チラシの配布や「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、DVは人権侵害であることを周知します。	企画室	県が作成したDVに関するチラシの隣組回覧の実施 広報ちょうしによる「女性に対する暴力をなくす運動」期間の周知 しおさいプラザでのDV関係パネル展示・庁舎玄関脇への懸垂幕設置
	18	【児童虐待防止対策】 毎年11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止に関する啓発を行います。	保健事業室	産婦新生児訪問や乳幼児健診時に虐待予防のリーフレットを配布し、子育て相談対応を実施。 代表者会議を年1回、要対協実務者会議を年4回、個別支援会議を随時実施。その他、児童虐待防止に関する研修に参加。
	19	【ハラスメントの防止】 千葉労働局などと連携してセクシュアルハラスメント※9やマタニティハラスメント※10等の防止に関する啓発を行います。	産業振興室	千葉労働局などと連携し、リーフレットや市HPで啓発活動を行う。
	20	【DV予防セミナー実施の促進】 生徒を対象としたDV予防セミナーの実施について、高等学校へ働きかけます。	企画室	県で実施している若者のためのDV予防セミナーの実施校募集の際に、市内3校の高等学校の生徒指導担当教諭に対し実施するよう働きかける。
	21	【千葉科学大学と連携した広報啓発の実施】 デートDV等の被害防止のため、大学生に対する啓発活動を実施します。	企画室	デートDV等に関するチラシを千葉科学大学内へ配置及び配布して情報提供することで被害防止に努める。 県で実施している「若者のためのDV予防セミナー」の実施や、DVのパネル展示の実施について働きかけを行う。 女子トイレ内へのDV相談カード・ステッカーの貼付(継続)
⑥ 暴力の早期発見・早期相談に向けた環境づくり	22	【早期発見への取組】 乳幼児健診未受診者の把握や家庭訪問などを通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。	保健事業室	要保護児童、要支援児童、特定妊婦のほか、児童虐待のリスクのあるケースに対して、早期発見・早期対応(家庭訪問等)を実施し、虐待の防止、早期発見・対応に努める。
	23	【児童の見守り】 PTA等と協力し、登下校時など、児童の安全を見守るための活動を行います。	指導室	警察や安全協会等と連携し、小中学校の新入生対象の交通安全教室を実施する。 PTAや安全ボランティアと連携した校外指導を実施する。
	24	【相談窓口に関する広報の充実】 多様な媒体を利用した広報活動を実施し、相談窓口の周知を図ります。	企画室	県が作成するDV相談カード・ステッカーの配置状況の確認と併せて新しいカードを設置する。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間でのパネル展示や懸垂幕の設置、広報ちょうしでのDVに関する啓発を実施する。
			障害支援室	障害者ガイドブックの内容を更新・追加し、各種相談窓口の案内を行うほか、HPの掲載内容を随時見直し、情報発信の充実にも努める。
			子育て支援課	SNS、ハンドブック等、多様な媒体を利用した広報活動を実施し、相談窓口の周知を図る。
			高齢者福祉課	市窓口や各種事業実施会場、高齢者関連の他課事業実施会場等でチラシを配布するほか、市広報誌やSNSを活用するなど、様々な場や方法で地域包括支援センターの周知を図る。
保健事業室	市のHPやSNS、虐待防止リーフレットや子育てハンドブックの配布などの媒体を利用し、相談窓口の周知を図る。			
25	【外国人のDV被害者への情報提供】 外国人向け相談窓口カードなどを活用し、多言語での相談窓口の周知を図ります。	企画室	県等で作成したDVに関するカードやリーフレットを、外国人実習生を受け入れている団体等へ配付する。 銚子市国際交流協会のホームページ等を活用し啓発する。	
⑦ 安心して相談できる体制づくり	26	【相談体制の充実】 DV相談員、家庭相談員等が連携し、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	DV相談員、家庭相談員、必要に応じて警察や児童相談所など関係機関と連携し、情報共有をしながら対応していく。
			保健事業室	課題が多岐にわたるケース対応において、家庭相談員、DV相談員のほか、必要に応じて児童相談所や警察などの関係機関と連携を図り、より良い相談体制づくりを行う。
	27	【DV相談員等の研修機会の充実】 被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、DV相談員等の研修機会を充実させます。	子育て支援課	DV相談員等の研修会は年1回以上参加する。
	28	【人権侵害に対する相談の充実】 人権相談の充実や法務局との連携を図ります。	秘書広報課	・庁舎内における、毎月1回人権擁護委員による人権相談を実施。(広報紙、ホームページで周知) ・人権擁護委員と行政相談委員がイオンモール銚子で啓発活動実施。(12月2日、3日)
	29	【市民相談センター運営の充実】 誰もが安心して相談できるよう、市民相談センターの運営の充実にも努めます。	秘書広報課	・市民相談センターの開設日(週3日)以外に相談が寄せられた場合でも、相談者の支援に努める。 ・男女それぞれの視点を活かした支援に努める。

重点

重点

施策の方向	事業No	施策	担当部署	2023年度取組内容
⑧ 関係機関との連携による支援体制の充実	30	【DV被害者の支援】 関連機関と連携し、被害者に適切な支援を行うとともに状況に応じて緊急避難支援を行います。	子育て支援課	関係機関と連携し、被害者に適切な支援を行うとともに状況に応じて緊急避難支援を行う。
	31	【要保護児童対策地域協議会の活用】 児童虐待は多様な関係機関による支援が必要であるため、要保護児童対策地域協議会の活用を図ります。	保健事業室	代表者、実務者、個別支援会議の3つの会議を通して、支援ケースの支援方針を協議し、児童虐待の適切な介入・支援を実施。困難事例については、多職種・多機関連携を中心とし、支援の見直しなどを行う。
	32	【関係機関との連携】 介護施設等と協力し、虐待などにより緊急保護が必要な高齢者に対応します。	高齢者福祉課	高齢者支援するうえで、緊急性が高く分離保護が必要と判断した場合、法に規定するやむを得ない事由による措置によって利用できるよう支援する。
	33	【障害者虐待防止支援体制の強化】 障害福祉施設等と連携強化し、虐待などによる緊急保護等、適切な支援を行います。	障害支援室	障害者虐待防止センターへの「障害者通報案件」に対し、厚生労働省マニュアルに沿って対応。会議、当事者等への聞き取り調査や、被虐待者への保護の対応を行う。
	34	【秘密保護の徹底】 DV被害者の安全確保に十分配慮し、関係機関や庁内の関係各課が連携し、個人情報保護の徹底を図ります。	課税室 債権管理室 市民室 高齢者福祉課 子育て支援課	庁内関係各課からの情報提供に基づく、配慮を要する者の税の賦課に関する個人情報保護について、引き続き法に基づき適切に対応する。 庁内関係各課からの情報提供に基づく、配慮を要する者の税の徴収に関する個人情報保護について、引き続き法に基づき適切に対応する。 DV・ストーカー行為等の加害者が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票等の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。 被虐待者の身の安全を確保するために秘密保護の必要性から早急に個人情報を保護する手続きを行う。 DV被害者の安全確保に十分配慮し、関係機関や庁内の関係各課が連携し個人情報保護の徹底を図る。
⑨ 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	35	【雇用分野の法律等の周知】 「労働基準法」「男女雇用機会均等法」など雇用分野の法律や制度の周知を図ります。	産業振興室	リーフレットや市HPで啓発活動を行う。
	36	【女性の職業能力開発に関する情報提供】 就労を希望する女性の職業能力を高めるための支援に関する情報を提供します。	産業振興室	リーフレットや市HPで啓発活動を行う。
	37	【再就職・起業に関する情報提供】 結婚や出産、育児、介護などで退職した女性等の再就職や起業に関する情報を提供します。	産業振興室	リーフレットや市HPで啓発活動を行う。
	38	【市内事業所との連携】 職場における「固定的性別役割分担意識」の解消や女性活躍の促進を図るため、市内事業所への情報提供に努めます。	企画室	市内事業所へ女性の活躍促進に関する取組などについて情報提供を実施。
⑩ 農水産業における男女共同参画の促進	39	【家族経営協定の締結推進】 家族経営協定の締結を促進します。	農産課	認定農業者の認定更新時及び認定新規就農者の認定の際に家族経営協定の締結を推進する。
	40	【漁業士、農業士等の認定促進】 女性の漁業士や農業士などの認定を促進します。	水産課 農産課	千葉県に対し、女性漁業士認定について機会を捉えて働きかける。 千葉県が推薦する農業士・指導農業士候補者に対し、意見書を提出する。
	41	【農業委員への登用促進】 農業委員への女性登用について働きかけます。	農業委員会事務局	農業委員への女性登用について働きかけを行う。農業委員の改選時期は2023年7月。
⑪ 働き方改革の促進	42	【一般事業主行動計画策定の周知】 従業員101人以上の事業主に対して、計画策定が義務付けられていることを周知します。	産業振興室	リーフレットや市HPで啓発活動を行う。
	43	【ワーク・ライフ・バランスの周知】 関係機関と連携し、事業所に対してワーク・ライフ・バランスについて周知を図ります。	産業振興室	関係機関と連携し、事業所に対して啓発するほか、リーフレットや市HPにおいても周知する。
	44	【育児・介護休業制度等の周知】 育児休業、介護休業制度や看護休暇など、各種休暇制度に関する周知を図ります。	産業振興室	リーフレットや市HPで啓発活動を行う。
⑫ 第4期銚子市特定事業主行動計画等の推進	45	【市の男性職員における育児参加の推進】 地域社会における男性の育児参加を促進するため、市の男性職員が率先して育児に携わるように働きかけます。	人事室	新たに育児取得の該当及びその見込みとなる職員に休暇制度の周知及び取得の意向確認を行う。対象者及び所属に対し、男性職員の育児取得のハードルを下げるような働きかけを行う。
	46	【市職員へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発】 市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。	人事室	組織全体で「時間外労働の上限規制」及び「年次有給休暇の確実な取得」の推進並びにワーク・ライフ・バランス意識の普及及び啓発を行う。
	47	【柔軟な働き方の推進】★新規★ 働き方改革の一環として、テレワークなど多様な働き方の導入に向けた検討を進めます。	人事室	テレワークなどの多様な働き方の推進方針の検討を行う。
	48	【災害時の職員参集における配慮】★新規★ 災害対応に当たる職員が育児や介護の支援を必要とする場合、介護等のサービスを受けられる状態になってから参集するよう配慮します。	危機管理室	職員の育児や介護の状況に配慮した災害時動員配備計画を作成し、必要に応じ計画を見直す。
⑬ 仕事と育児・介護等の両立支援	49	【保育サービスの充実】 仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができるよう、保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課	保育士の確保、保育の内容の充実を図り、安定した保育サービスを提供する。
	50	【男性の育児参加促進】 「ママ/パパ学級」を開催し、男女がともに育児にかかわることの大切さについて理解を深めるよう指導します。	保健事業室	新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年度より休止していたため、感染対策を講じた上での再開を検討する。その上で、近隣産科が行っている母親学級の内容と重複が無いよう内容を見直し、父性を育むこと、交流・仲間づくりを意識したプログラムについて実施を検討、次年度再開に向けた準備を行う。
	51	【介護サービス情報の提供】 男女がともに介護を担うことができるよう、ライフスタイルに応じて適切な介護サービス情報を提供します。	高齢者福祉課	高齢者福祉課窓口や委託型地域包括支援センターにて情報提供を実施する。また、各種講座等を開催し、住民がいろいろな情報を取得する場、相談する機会を提供する。
	52	【病児保育事業】 急病時の保育に対応するため、病児保育事業の実施について検討を進めます。	子育て支援課	保育士等の人材確保を進め、第2期子ども・子育て支援事業計画に沿って実施を検討する。民間の病児保育実施事業者と連携し、保護者のニーズにこたえていく。
	53	【放課後の居場所づくり】 日中、保護者が在宅していない児童等に対し、適切な生活の場を与えられるよう放課後児童クラブ・放課後等デイサービスの充実を図ります。	障害支援室 子育て支援課	市地域自立支援協議会の療育部会の開催や、市内の放課後等デイサービス事業所の増員や医療ケア児の受け入れ対応について協議する。対象者の支援区分を毎年行い、放課後等デイサービスの必要量を認定する。 放課後児童クラブの支援員を確保し、研修等の受講による支援員の質の向上を図り、適切な放課後の居場所作りを進める。
	54	【固定的な性別役割分担意識の軽減】 男性・子どもを対象とした料理教室を開催し「固定的な性別役割分担意識」の軽減を図ります。	保健事業室	第3次計画の5年間の実績から課題や第4次計画で取組む内容を検討する。 離乳食初期と中期の児を持つ保護者を対象に離乳食教室を開催。市民対象とした健康教室の開催。 食生活健康推進員と協働した食育の開催。乳幼児健診会場や特定健診会場等での食教の開催。
	55	【行政手続のオンライン化】★新規★ 育児や介護等に関する手続のオンライン化を進め、手続の負担を軽減します。	情報政策室	びったりサービス及びノーコードツール（LoGoフォーム）を利用した、手続きのオンライン化を進める。現在利用できるオンライン手続数：28件（びったりサービス27、LoGoフォーム1）
	56	【保育業務のICT化による保育環境の向上】★新規★ 保護者から保育所への欠席・遅刻連絡や保育所から保護者への連絡のオンライン化などを進めます。	子育て支援課	保護者連絡アプリを活用し、保護者から保育所への欠席・遅刻連絡や保育所から保護者への連絡のオンライン化を可能とするため、公立保育所へ保育業務支援システムを導入を進める。
57	【学校のデジタル化の推進】★新規★ 学校と保護者間の連絡手段などのデジタル化を促します。	指導室	学校から保護者への情報提供として、学校（学年）便りをホームページやメール配信システム等を活用して配信する。	

施策の方向	事業No	施策	担当部署	2023年度取組内容
⑭ 子育て支援の充実	58	【子育て広場の実施】 在宅での子育てを支援するため、交流の場を提供します。	保健事業室	就学前の乳幼児とその保護者を対象に、子どもの遊び・保護者の情報交換・育児相談の場として実施。平日の9時から正午、また週2回程度13～16時にも開設する。
	59	【地域子育て支援センターの運営】 子育て相談等に対応するため地域子育て支援センターの運営を支援します。	子育て支援課	子育て中の親子に遊び場の提供と育児相談等の支援を実施する地域子育て支援センターを運営する4か所の施設へ補助金を交付する。また、子育て支援課前の情報コーナーに各支援センターの情報を掲示し周知を図る。
	60	【親子おはなし会等の実施】 絵本等を通じて、保護者と乳幼児が良好な関係を結ぶよう支援するため、「親子おはなし会」等を開催します。	公正図書館	「親子おはなし会」の実施
	61	【ファミリーサポートセンターの運営】 子育て世代をサポートするため、ファミリーサポートセンターの運営を支援します。	子育て支援課	地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、緊急時の預かり、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る。
	62	【子育てに関する講座等の実施】 子育てに関する講座を実施し、子育てに関する正しい情報提供を行います。	保健事業室	保育所(園)・幼稚園等からの依頼にあわせて計画・実施する。
	63	【SNSによる子育て支援に関する情報提供】 SNSを活用し、子育て支援に関する情報提供に努めます。	子育て支援課	保育所及び放課後児童クラブの入所申請の案内や子ども医療費制度、児童手当、給付金のお知らせ等、子育て支援に関する情報をSNSを活用して周知、情報提供を実施する。
	64	【こんには赤ちゃん事業】 生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士等が訪問し、子育てに関する情報提供や、不安・悩みなどの相談を実施します。	保健事業室	生後3か月の乳児がいる家庭を保育士が訪問し、子育てに関する情報提供や育児相談を実施する。継続支援が必要な場合は、保健師等と連携して支援をしていく。
	65	【インフルエンザ予防接種費用の助成】 子どもに対する季節性インフルエンザワクチンの接種費用の一部を助成します。	健康・地域医療推進室	・子どもに対する季節性インフルエンザワクチンの接種費用を一部助成し、発症や重症化の予防、まん延の防止を図る。 ・接種期間：10月1日～12月31日 ・対象：生後6月以上中学3年生まで ・助成額：1人上限2,000円
	66	【子ども医療費の助成】 子どもの通院または入院時の医療費の一部を、18歳になる年度末まで助成します。	子育て支援課	子どもの通院または入院時の医療費の一部を現物給付により18歳になる年度末まで助成する。
67	【ブックスタートの実施】 絵本を通じて、家庭での良好な子育てを支援するため、健診時に絵本の配布と読み聞かせを行います。	公正図書館	毎月の3か月児健康診査時にブックスタートを実施する。	
⑮ 市政における女性の参画促進	68	【女性の意見聴取機会の確保】 多様な広聴活動を展開し、女性の意見を聴取する機会の確保に努めます。	秘書広報課	・庁舎1階に「市政提案箱」を設置、市ホームページ内に「市長への手紙」（市政提案メール）の専用フォームを用意し、様々な方からの意見を伺う機会とする。 ・市政座談会などの実施を検討する。
	69	【審議会等への市民公募促進】 意欲のある男女が広く市政に参画できるよう、市民公募枠の設定について関係部署へ働きかけます。	企画室	審議会等における女性委員の登用状況調査実施時に、公募委員及び女性の登用に配慮するよう通知へ記載。任期が迫っている審議会を所管する課室へ働きかけを行う。
	70	【審議会等への女性委員登用の推進】 女性委員の登用率の向上に向け、関係部署への周知を図ります。	企画室	8月に審議会等における女性委員の登用状況調査を実施。その際に公募委員及び女性の登用について配慮するよう働きかけを行った。調査結果を報告し併せて、委員の改選時に女性の登用について改めて働きかけを行う。
	71	【女性職員の育成】 各種研修への参加を促進することにより、女性職員の行政能力向上に努めます。併せて、公務員として男女の隔たりなく職務・職責を全うするため、女性職員、職場全体の意識改革に努めます。	人事室	男女の隔たりなく職・職責が全うできるよう、研修計画を策定し実行する。
	72	【女性職員の活躍推進】 職員の意欲、能力などを考慮し、適材適所を基本に男女の区別なく管理職への登用を進めます。また、女性が働く職域の拡大を図ります。	人事室	職員の意欲、能力などを考慮し、男女の区別なく適材適所による人員配置を行う。
重点	73	【市職員におけるハラスメントの防止】 市職員を対象にセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等を防止するための啓発を行い、相談等にも適切に対応します。	人事室	セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等を防止するための啓発を行う。総務課人事室内に相談窓口を設置する。
	74	【市民団体の活動支援】 市民活動を支援するため、まちづくりサポートルームの利用を促すとともに、市ホームページ等を活用し、市民活動に必要な情報を提供します。	総務室	まちづくりサポートルームの利用促進及び市ホームページによる同ルームのPR並びに市民活動支援施策の検討
	75	【生涯学習活動支援】 市民の自主的学習活動やサークル活動などを支援し、拠点となる市民センターの利用促進を図ります。	市民センター	貸室事業の実施
	76	【市主催事業における託児サービスの充実】 乳幼児を抱えた世代の社会参画を支援するため、市主催事業における託児サービスの実施について働きかけます。	企画室	市主催事業での託児サービスの実施について働きかけを行うため各課室等へ通知する。
	77	【高齢者の地域活動と社会参加の促進】 高齢者が自らの能力や経験を生かしながら、多様な社会参加ができるようシニアクラブやシルバー人材センターへの活動支援を行います。	高齢者福祉課	銚子市シニアクラブ連合協議会及び各単位クラブに対する運営費補助及びシニアクラブ各活動に対する支援 銚子市シルバー人材センターに対する運営費補助を実施し活動を支援
⑯ 防災における女性活躍の促進	78	【女性の視点を盛り込んだ備蓄物資の整備】 備蓄物資の選定に際しては、女性の避難生活等に配慮するとともに、各家庭においても家族構成に応じた生活必需品等を備蓄するよう普及啓発に努めます。	危機管理室	各家庭においても家族構成に応じた生活必需品等を備蓄するよう市民ふれあい講座などで普及啓発する。備蓄物資の選定は、一般向けの整備状況を勘案しながら検討する。また、乳児を持つ家族が避難した場合に備え、継続して液体ミルクを購入する。
	79	【婦人防火クラブ員の育成】 婦人防火クラブ員を対象に火災予防や災害時の適正な対応、応急救護方法などについての講習や研修を実施し、地域住民の自主防災意識の高揚と共助体制を確立できるよう支援します。	消防本部	9月 千葉県女性防火クラブ研修会へ参加予定、11月 火災予防啓発活動予定 3月 婦人防火クラブ研修会を実施予定
	80	【女性消防団員の育成】 消防団員として必要な訓練や講習会を実施します。また、新規の女性団員を増やすための入団促進PRを積極的に実施します。	消防本部	4月 規律訓練、5月 女性消防団員科研修に参加、6月 銚子市消防操法大会及び海匠支部消防操法大会でPR活動、7月 規律訓練、9月 規律訓練を実施予定、9～12月 簡易消火栓取扱指導を実施予定、11月 全国女性消防団員活性化シンポジウムへ参加、規律訓練、夜警活動を実施予定、12月 消防団津波対応訓練を実施予定、2月 女性消防団員活性化シンポジウムへ参加、規律訓練を実施予定
	81	【女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり】 地域防災計画が女性の視点を盛り込んだ計画となっているか点検し必要に応じて見直しを行います。見直しにあたっては、男女共同参画の視点到配慮した災害対策を進められるよう女性の参画を促進します。	危機管理室	女性委員の登用増を進める。 防災基本計画（国計画）の改正を踏まえ、女性の視点到配慮した記載箇所の点検を実施する。
	82	【自主防災組織の育成】 自主防災組織に女性の経験や能力を活用するため、男女の区別なく防災士の育成に努めます。	危機管理室	市HPや広報において防災士養成講座の募集案内を周知し、防災士の育成を推進する。
⑰ 男女の健康保持への支援	83	【健康診査の充実】 健康診査に対する理解を深めるため、わかりやすい情報提供と受診しやすい体制の整備に努めます。	保健事業室	集団・個別方式にて、健診実施。健診受診勧奨を国保加入者に実施。事後指導について、対象者の来所しやすさに配慮した個別面接を実施。
	84	【生涯にわたる健康づくり支援】 年代や生活環境に応じた健康教育や疾病予防などに関する正しい知識の普及啓発を行います。	保健事業室	ふれあい講座等の依頼教育事業、当課事業である骨粗しょう症に関する講座、歯周病予防教室、生活習慣病予防教室にて健康教育を実施予定。
	85	【こころの健康支援】 うつ病など、こころの病に関する相談及びカウンセリングを実施します。	保健事業室	臨床心理士による面接を月1回実施予定。（事前予約制）
	86	【性差に応じた健康支援の推進】 男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨粗しょう症検診などを実施します。	保健事業室	・女性のがん検診（乳がん、子宮がん）は、前年度、集団、個別検診を受診した者に、今年度の受診票を送付した。また、保育所、幼稚園に女性の検診のチラシを配布し、検診のPRを行った。 ・40～70歳までの5歳刻みの女性を対象に骨粗鬆症検診を集団で実施予定。40、45、50、55歳に全数問診票を郵送した。
	87	【スポーツを通じた健康の保持・増進】 若若男女を問わずスポーツに親しむことができる環境の整備に努めます。	スポーツ振興室	総合型地域スポーツクラブ（前宿町ふれあいスポーツクラブ）に対する支援。（会場の優先予約、講師のスケジュール調整等。）

施策の方向	事業No	施策	担当部署	2023年度取組内容
⑱ 妊娠・出産期における女性の健康支援	88	【妊娠期における健康支援】 安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、母子健康手帳発行時に母子保健コーディネーターによる健康相談を行い、妊娠中の異常を予防します。	保健事業室	妊婦健康診査助成券の発行。母子保健コーディネーターによる妊娠期に3回（妊娠届出時・妊娠7か月・妊娠9か月）個別面接または電話をし、体調管理や出産・育児に必要な保健指導を実施する。
	89	【産婦新生児訪問事業】 生後2か月までの乳児のいる家庭を訪問し、予防接種等の情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行います。	保健事業室	生後2か月までを目安に、保健師による家庭訪問または所内面接を実施し、産婦の心身の体調確認や育児面の助言、児の発育発達の確認、予防接種や母子保健事業に関する情報提供を行う。
	90	【出産期における健康支援】 母子の健康な生活を支援するため、乳幼児健康診査をはじめとする健康支援、相談事業の充実を図ります。	保健事業室	乳幼児健康診査において発育・発達の確認、育児や栄養・歯科に関する相談を実施。また乳幼児健康相談では健康診査からの経過観察や、身体計測・各種相談対応を実施。その他、言葉や発達等に関する相談事業を実施する。
	91	【子育て世代包括支援センターの活用】 妊娠、出産、産後、子育てに関する様々な相談や切れ目のない支援の充実を図ります。	保健事業室	すくサボの更なる周知を行うとともに、母子保健コーディネーター、子育てコンシェルジュ等、専門職が妊娠期から子育て期に切れ目のない支援を行う拠点とし、関係機関と連携しながら、各専門職が協力して支援を行う。
⑳ 高齢者・障害者施策の充実	92	【出前講座等の充実】 介護予防や介護者の健康づくりに関する講座等を開催するとともに出前講座を実施します。	高齢者福祉課	委託型地域包括支援センターと連携しながら、地域の団体へふれあい講座などの健康教育を実施する。また身近な場所で介護予防に取り組む際の場を増やすための「めざせ！元気シニア講座」を開催する。
	93	【相談支援体制の充実】 障害のある人の相談に対し、きめ細かい対応ができるよう、基幹相談支援センターに専門職を配置するとともに、海匠圏域内で情報連携を行い広域間支援体制を構築します。	障害支援室	基幹相談センターとして専門職による障害者からの相談を随時受付し、障害者を含む世帯の支援につなげる。海匠圏域の中核支援センターとの情報共有を行い、広域での支援体制を構築する。
	94	【就労支援体制の充実】 障害のある人の就労を支援するため、地域自立支援協議会の充実を図るとともに各機関との連携を進めます。	障害支援室	市地域自立支援協議会の就労支援部会の開催や、市内・近隣市の就労支援事業所や障害者就労・生活支援センター・東総就業センターとの連携を図る。
	95	【自立への基盤づくり】 障害のある人が、地域の中で自分らしく生活できるよう、地域の特性や状況に応じた地域生活支援事業の充実を図ります。	障害支援室	地域生活支援拠点事業の事業所及び利用者の登録について、周知を図る。また、障害者が地域で生活するため、障害の特性等について啓発を図る。
	96	【集いの場づくり】 認知症の方や家族が交流する認知症カフェや、銚子プラチナ体操等の高齢者の通いや交流の場の設置を支援します。	高齢者福祉課	介護予防のための通いの場を増やすための「めざせ！元気シニア講座」等を開催し、新たにプラチナ体操に取り組む団体を設置する。また「銚子プラチナ体操」「ふれあい交流サロン」「認知症カフェ」に取り組む団体への活動支援を行い、継続につなげる。
㉑ ひとり親家庭等の自立支援	97	【ひとり親家庭等に対する就労支援】 就労経験の乏しい母子家庭等に対し、必要な情報提供や給付を行い、就労を支援します。	子育て支援課	就労経験の乏しい母子家庭等に対し、必要な情報提供や給付を行い、就労を支援する。
	98	【ひとり親家庭等に対する経済的支援】 手当の支給、医療費助成などを通じ、生活の安定を図ります。	子育て支援課	手当の支給、医療費助成などを通じ、生活の安定を図る。
㉒ 外国人が安心して暮らせる環境づくり	99	【外国人母子等に対する就労支援】 日本語による意思疎通が不十分な外国人母子等に対し、就労支援を行います。	子育て支援課	日本語による意思疎通が不十分な外国人母子等に対し、就労支援を行う。
	100	【外国人児童生徒への支援】 外国人児童生徒の日本語指導・適応指導等の充実を図ります。	指導室	日本語指導学級（市内小学校、中学校1校で開設）の指導計画作成、通級児童生徒への対応についての指導・助言。 外国人児童生徒の適応指導への指導・助言。 市内在住の外国人幼児児童生徒の就学に関する助言。
	101	【多言語化の推進】 外国人の定住支援のため、多言語による情報提供や“やさしい日本語”の使用を促進します。	企画室	出入国在留管理庁通訳支援事業「地方公共団体の行政窓口等に対する通訳支援」の利用について各課室へ働きかけ、窓口での多言語対応を推進する。“やさしい日本語”の使用及び多言語による情報提供についても同様に各課室へ働きかける。
	102	【生活支援のための情報提供】 市ホームページ等を活用し、外国人へ災害時や暮らしに必要な情報を多言語でわかりやすく提供します。	秘書広報課 企画室	令和4年度末に市のホームページをリニューアルし、スマートフォン対応、多言語化（Google翻訳）、ローマ字またはひらがなのふりがな、読上げ機能など設け、日本語が読めなくても市の情報が伝わりやすい環境に整備した。市ホームページだけでなく、公式SNS（Instagram、Facebook）を含め、本市に親しみを持ってもらえる情報発信を心がける。 銚子市国際交流協会のホームページ等で、外国人が必要とする情報を「やさしい日本語」や多言語で作成し、発信する。 SNSを利用することで、多言語で情報が発信されるよう工夫をする。
㉓ 庁内推進体制の強化	103	【計画の進行管理】 年度ごとに計画に登録された事業の取組状況を調査・把握し、銚子市男女共同参画計画推進委員会等へ報告します。	企画室	第3次計画の最終年度の報告と併せて5年間の総括を行う。 第4次計画については、計画期間中の取組内容について調査を行う。 銚子市男女共同参画計画推進委員会及び推進本部へそれぞれ報告する。
㉔ 市民や企業・団体との連携	104	【市民団体等との連携】 多様性を認める社会づくりのため、国際交流協会をはじめ各団体と連携していきます。	企画室	男女共同参画社会づくりに関すること、DV防止に関することなど、銚子市国際交流協会をはじめとする市民団体等と協力し、啓発活動に努める。
	105	【銚子市男女共同参画計画推進委員会への市民参画】 委員の登用に当たっては、各団体からの推薦委員に加えて若い世代からの公募に配慮し、幅広い視点から多様な意見の聴取に努めます。	企画室	銚子市男女共同参画計画推進委員会委員の委嘱年度となるため、新たな委員の選出について様々な年齢の方から幅広い意見をいただけるよう事務を進める。
㉕ 国・県・他市等との連携	106	【国・県との連携】 国や県の事業を活用し施策を実施します。また、会議や研修会へ参加し情報交換に努め、協力・連携を図ります。	企画室	県主催の「男女共同参画担当者研修会」への出席や「男女共同参画地域推進員会議（海匠・山武地区）」へ出席する。 令和5年度は男女共同参画行政担当者連絡会議は、銚子市が幹事市として開催する。 国・県の事業を積極的に活用する。
	107	【他市等との連携】 ちば男女共同参画行政担当者会議等において、他市町村との情報や意見交換に努め、より良い施策の実施に努めます。	企画室	県内30市町で構成されるちば男女共同参画行政担当者連絡会議へ参画し、男女共同参画・DV等に関する事項について意見交換、情報交換を行う。【代表幹事：銚子市】
	108	【千葉県男女共同参画地域推進員制度の活用】 市民の中から千葉県男女共同参画地域推進員を推薦し、地域における男女共同参画社会づくりを促進するとともに近隣市町との共同事業を実施します。	企画室	海匠・山武地域推進員事業の実施【第9期地域推進員】 第10期男女共同参画地域推進員の推薦に係る事務。